

令和6年3月22日
環境清掃部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地球環境を保全するという観点から、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した住宅用新エネルギー・省エネルギー機器等（以下「機器」という。）の設置を行った者などに対し、豊島区（以下「区」という。）が設置費用の一部を助成することにより、住む人が健康で快適に暮らせるよう工夫された環境共生住宅の普及を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)住宅 戸建住宅及び集合住宅をいう。
- (2)集合住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、共同住宅又は長屋の用途に供するもの（その他の用途を併用するものを含む。）とする。
- (3)共用部分 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分（賃貸集合住宅にあつては、独立して住居としての用に供することができる部分以外の建物の部分及び建物の付属物）をいう。
- (4)管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合又は同法第2条第4号に規定する管理者等をいう。
- (5)断熱改修窓 既存の単板ガラス窓を、複層ガラス又は二重窓に改修工事をした窓をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。ただし、助成金は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）につき、個人住宅については、別表第1に定める機器の種別ごとに同一年度内かつ同一世帯内において各1回限り、集合住宅(共用部分)については、別表第1に定める機器の種別ごとに同一年度内において各1回限りとする。

- (1)個人住宅においては、区内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅（賃貸借等の住宅の場合にあつては、当該住宅の所有者から当該機器を設置したことについて同意を得ている場合に限る。）に機器を購入設置し、使用する者であること。
- (2)集合住宅(共用部分)においては、区内に住所を有する者で、区内に賃貸集合住宅を所有する個人もしくは区内の分譲集合住宅の管理組合等で、機器を購入設置した者であること。
- (3)導入した機器の設置工事等の契約者であり、領収書の名義人である者
- (4)太陽光発電システムの設置については、電力会社と電力受給契約を結んだ者であること。

(助成対象機器の要件及び助成の額)

第4条 助成対象機器の要件及び助成の額は、別表第1に定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 申請者は、機器の設置及び支払い完了後に、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金交付申請書(別記第1号様式)と施工完了証明書(別記第2号様式)に、別表第2に掲げる書類を添付して、区長に対し助成金

の交付申請をするものとする。

(受付期間及び受付停止)

第6条 助成金の交付申請の受付期間は、別表第3に掲げる期間とする。

2 助成金の交付申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止する。

(交付及び不交付の決定)

第7条 区長は、第5条及び第6条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めたものについて、助成金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付が決定したときは、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

3 第1項の規定により助成金の交付が適当と認められない場合は、助成金を交付しないことを決定し、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(手続代行者)

第8条 申請者は、第5条の助成金交付申請について、施工業者等(以下「手続代行者」という。)に対してこれらの手続きを依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

3 区長は、手続代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対して代行の停止を求めることができる。

(申請内容の取下げ)

第9条 第7条の規定により助成金の交付通知を受けた者が、申請した内容を取下げしようとするときは、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金取下げ申出書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び助成金の返還等)

第10条 区長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき及び区長が特に必要があると認めるときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取消すものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金交付決定の取消を行ったときは、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金交付決定取消通知書(別記第6号様式)により通知する。

3 当該取消に係る部分について既に申請者に助成金が交付されているときは、金額及び期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(管理義務)

第11条 助成金の交付を受けた者は、対象機器を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査等)

第12条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(協 力)

第13条 この要綱により助成金の交付を受けた者は、必要に応じて機器設置の効果に関する情報提供の協力を努めなければならない。

(補 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)交付要綱(平成21年3月31日環境清掃部長決定)、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(集合住宅共用部分)交付要綱(平成23年3月30日環境清掃部長決定)は、令和6年3月31日をもって廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)交付要綱又は豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(集合住宅共用部分)交付要綱の規定による手続き、その他の行為に関しては、これらの要綱の規定は、施行日以後も、なお効力を有する。
- 4 令和6年度における、助成金の交付申請の受付期間に関する第6条第1項の規定の適用については、別表第3中「2月1日から翌年1月末日まで」とあるのは「4月1日から翌年1月末日まで」とする。

別表第1(第3条、第4条関係)

助成対象機器		助成対象機器の要件	助成金額
個人住宅	住宅用太陽光発電システム	① 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE—PV—FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの ② 太陽電池モジュールの最大出力合計又はインバータ出力のいずれかが1kW以上10kW未満であるもの ③ 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること	出力1kWあたり2万円 (上限8万円)
	住宅用自然循環式太陽熱温水器	① 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの ② 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること	2万円(一律)
	住宅用強制循環式ソーラーシステム	① 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの ② 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること	5万円(一律)
	蓄電システム	① 一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されているもの ② 太陽光発電システム又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステムと常時接続していること	蓄電容量1kWhあたり 1万円 (上限5万円)
	雨水貯水槽	貯水タンク1個当たりの容量が500以上1,000ℓ以下のもの	1万円(機器設置費用 3万～5万円未満) 2万円(機器設置費用 5万円以上)
	家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム (エネファーム)	① 1台当たりの発電能力が定格出力0.4kWから1.5kWまでの間であること ② 貯湯容量が200ℓ以上の貯湯ユニットを有するものであること ③ 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること	8万円(一律)
	住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	① 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの「ECHONET Lite」を標準的なインターフェースとして搭載	機器本体価格の 3分の1 (上限2万円)

		<p>していること。</p> <p>② 本体機器の他、省エネ設備、家電等のエネルギー使用量を自動計測する機器 (HEMS 対応分電盤又は計測ユニット) を取り付け一元管理し、消費電力量などの「見える化」「制御」等を行うことができること。</p>	
	断熱改修窓	<p>① 一居室単位での施工であり、既存の単板ガラス窓を、複層ガラス又は二重窓に改修工事をするものであること。※換気小窓、300 ミリメートル×200 ミリメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等及び既に断熱改修窓を設置している窓を除く</p> <p>② ①の居室以外の居室又は廊下、玄関その他の非居室(以下「その他の部屋等」という。)に断熱改修窓を設置する場合にあつては、①における断熱改修窓の設置に加えて、①の居室以外の居室又はその他の部屋等において設置される 1 枚以上の窓について、断熱改修窓を設置すること。</p>	<p>機器設置費用の 4分の1 (上限 10 万円)</p>
集合住宅(共用部分)	住宅用太陽光発電システム	<p>① 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) 又は国際電気標準会議 (IEC) の IEC61730-1/2 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの</p> <p>② 太陽電池モジュールの最大出力合計又はインバータ出力のいずれかが 1 kW 以上 10kW 未満であるもの</p> <p>③ 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること</p>	<p>出力 1 kW あたり 2 万円 (上限 8 万円)</p>
	LED 照明器具	<p>① 機器の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること。(卓上スタンドその他のコンセント設備を使用するものは除く)</p> <p>直管形 LED 照明器具の場合は、日本照明工業会規格 (JEL 規格) において JEL801、JEL802、JEL803 規格に</p>	<p>機器設置費用の 5分の1 (上限 20 万円)</p>

		<p>対応しているもの</p> <p>② 工事を伴い、既設照明器具の交換をすること。</p> <p>※LED 照明器具から LED 照明器具への交換、既設照明器具にそのまま LED ランプを装着、器具の一部改造（バイパス工事等）などは対象外</p>	
--	--	--	--

《備考》

- ① 設置した機器は、未使用のものに限る。
- ② 本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用可能とする。
- ③ 太陽光発電システムの出力の値はキロワット (kW) を単位とし、小数点以下第 2 位を切捨てとする。
- ④ 太陽光発電システムの助成金額の算定基準となる出力は、太陽電池モジュールの最大出力合計とインバータ出力のいずれか低い方とし、電力受給契約時の出力により確定とする。
- ⑤ 蓄電システムの蓄電容量の値はキロワットアワー (kWh) を単位とし、小数点以下第 2 位を切捨てとする。
- ⑥ 住宅用エネルギー管理システム (HEMS)、断熱改修窓及び LED 照明器具の助成金額については、1,000 円未満の端数は切捨てとする。
- ⑦ 「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とし、消費税は含まないものとする。
 - ・機器費 → 機器本体及びその設置に必要な関連部材の購入費
 - ・設置費用 → 工事に係る人件費、機器等の運搬費、既存の機器の処分費等

設置費用が機器費を超えた場合には、設置費用は機器費と同額までとし、その合計を助成対象となる「機器設置費用」とする。

※助成対象経費に含まないもの

 - ・「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの
 - ・設置機器に直接必要ない付属品及びそれに係る工事費等
- ⑧ 「機器本体価格」とは、本体機器と計測機器 (HEMS 対応分電盤又は計測ユニット) の合計額とし、消費税は含まないものとする。
- ⑨ 助成対象になる LED 照明器具の数は、交換する既存の蛍光灯照明等の数と同数までとする。
- ⑩ 助成対象になる非常灯及び誘導灯の LED 照明器具は、常時点灯型とする。(常時点灯機能があれば可)
- ⑪ 直管形 LED 照明器具の日本照明工業会規格 (JEL 規格) について

直管形 LED ランプは、従来の蛍光灯と口金形状、長さなど、構造的に互換性をもたせたさまざまな種類のものが国内外の多くの事業者より販売されていますが、既設の蛍光灯照明器具との組み合わせで、安全面、寿命面、光学面等の問題が発生していたことから、日本照明工業会では、最低限確保すべき性能規定を含んだ直管形 LED ランプシステムの規格として、JEL801「L 形ピン口金 GX16t-5 付直管形 LED ランプシステム」、JEL802「くぼみ形コンタクト口金 R4 付直管形 LED ランプシステム」及び JEL803「GZ16 口金付制御装置内蔵型直管 LED ランプ」の規格を制定し、性能面及び安全面の対応を図っています。この JEL801、JEL802 及び JEL803 規格に対応した照明器具は、従来の蛍光灯と物理的又は電氣的互換性がなく安全性が確保できることからグリーン購入法の対象としていますが、G13 などの従来の口金のランプを取り付けられる器具であって、その口金を通じ給電する照明器具は当面の間対象外としています。

(グリーン購入の調達者の手引き (環境省令和 6 年 2 月) より抜粋)

別表第 2 (第 5 条関係)

助成対象機器		添付書類
全機器共通		①機器が別表第 1 に掲げる要件を満たしていることが確認できるパンフレット等 ②機器の設置に係る領収書の写しと内訳が分かるもの ※個人住宅の場合は、あて名が申請者名であること ※個人が所有する賃貸集合住宅の場合は、あて名が申請者名であること ※分譲集合住宅の場合は、あて名が管理組合等の名称であること ③申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置したことについての住宅所有者の同意書 ④申請者以外にも住宅所有者がいる場合は、当該住宅に機器を設置したことについての住宅所有者全員の同意書 ⑤その他区長が必要と認める書類
個人住宅	住宅用太陽光発電システム	①設置箇所の図面 ②全てのモジュールが確認できる写真(モジュールの枚数が数えられるもの) ③電力会社と電力受給契約をしたこと及び出力の値がわかるものの写し ④一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) 又は国際電気標準会議 (IEC) の IECEE - PV - FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類
	住宅用自然循環式太陽熱温水器	①設置箇所の図面 ②機器の設置状況を示す写真 ③一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであることが確認できる書類
	住宅用強制循環式ソーラーシステム	①設置箇所の図面 ②機器の設置状況を示す写真 ③一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであることが確認できる書類
	蓄電システム	①機器の設置状況を示す写真 ②銘板の写真 ③一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されていることが確認できる書類 ④太陽光発電システム又はエネファームとの接続図面 ⑤接続する太陽光発電システム又はエネファームの設置が確認できる写真等(同時申請の場合は不要)
	雨水貯水槽	①機器の設置状況を示す写真
	家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム (エネファーム)	①機器の設置状況を示す写真 ②銘板の写真

	住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	①機器の設置状況を示す写真(機器本体及び計測機器)
	断熱改修窓	①設置箇所の図面 ②施工前の写真 ③機器の設置状況を示す写真 ④マンションの窓(内窓を除く)を改修した場合、申請者が改修を行ったことが認められていることを確認できる管理規約等の書類
集合住宅(共用部分)	住宅用太陽光発電システム	①設置箇所の図面 ②全てのモジュールが確認できる写真(モジュールの枚数が数えられるもの) ③電力会社と電力受給契約をしたこと及び出力の値がわかるものの写し ④一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類 ⑤個人が所有する賃貸集合住宅の場合は、発行後3か月以内の当該建物に係る登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書) ⑥分譲集合住宅の管理組合等の場合は、管理組合の規約の写し ⑦分譲集合住宅の管理組合等の場合は、機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書又はそれに代わるもの
	LED照明器具	①設置箇所の図面 ②施工前の写真 ③機器の設置状況を示す写真(図面と照合ができること) ④個人が所有する賃貸集合住宅の場合は、発行後3か月以内の当該建物に係る登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書) ⑤分譲集合住宅の管理組合等の場合は、管理組合の規約の写し ⑥分譲集合住宅の管理組合等の場合は、機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書又はそれに代わるもの

別表第3(第6条関係)

対象となる機器の施工完了日	受付期間
2月1日から翌年1月末日まで	5月1日から翌年2月末日まで

備考 受付期間の開始日又は終了日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、その直後の月曜日とする。